

f)防災調整区域 [環境保全タイプ]**《土地利用の基準》**

- 快適な暮らしの環境をコーディネートする
- 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ
- 交通ネットワーク、公共交通を充実する
- 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる
- 安全で安心できる都市生活を確保する
- 参加と協働のまちづくりを進める

本区域については、特に境川の氾濫による浸水のおそれがある区域であり、住民の安全の確保のために、開発行為や建築活動にあたって、適切な措置を講じることが求められます。

また、何より、宅地を購入しようとする住民が、当該区域における災害の危険性を情報として入手できないことが一番問題であり、当該区域における基準として、以下のものを掲げます。

防 災 調 整 区 域 の 土 地 利 用 の 基 準	<p>《防災調整区域における防災措置および入居者への周知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 開発事業に当たっては、事業者は、開発区域における浸水実績や浸水被害の予測を考慮し、床の高さの確保や浸透地盤の使用など、災害による被害を軽減するために、必要な措置を講じなければならない。 ■ 宅地分譲、住宅販売などを目的とした開発事業を行う場合は、事業者は開発区域における浸水実績、浸水予測およびその対策のために講じた措置を入居者に周知するための計画を策定しなければならない。
--------------------------------------	--